

骨子案 入所・地域生活支援専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域での必要性等を踏まえ、利用者の多様な障害特性等に応じたグループホームの量と質の充実を図るとともに、日中活動の場の整備を推進するほか、在宅サービスの充実や、コミュニケーション支援、移動支援等の取組を推進します。あわせて、介護する家族等の疾病やレスパイト等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備を促進します。 また、強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害の程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な人に対しては、入所施設が有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。 さらに、共同住居より単身で生活したいというニーズを有する障害のある人のため創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	（１）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 （２）日中活動の場の充実	（１） 【Ⅰ 現状・課題】 グループホーム等の整備が進んできているが、重度障害や多様な障害特性にも対応できるグループホームの供給を増やす必要があるほか、地域偏在やサービスの質の担保・向上などが課題となっている。 また、障害者等の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、機能を強化することが求められている。 【Ⅱ 取組の方向性】 グループホームについては引き続き利用者の多様な障害特性やニーズに応じた拡充を図るほか、サービスの質の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の充実や、各種研修に取り組む。 また、市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、機能を強化するため、拠点等の運営に関する研修等を関係機関と連携して開催する。 （２） 【Ⅰ 現状・課題】 障害のある人が地域で生活していくためには、住まいの場の確保とともに、日中活動の場の整備が必要である。 また、家族等の支援のためにも、短期入所事業所の量と質の充実が求められている。 【Ⅱ 取組の方向性】 様々な障害のある人の個々の特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場や、必要に応じて一時的に利用することができる事業所などの整備を促進する。	（１） ・グループホーム等の定員^{県独自} ・施設入所者の地域生活への移行者数^{国指針} ・施設入所者数^{国指針} ・各市町村による地域生活支援拠点等の整備等^{国指針} i）拠点等の整備 ii）拠点等へコーディネーターの配置 iii）拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置 iv）年１回以上の拠点等運用状況検証・検討 ・地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数^{国指針} ・地域生活支援拠点等設置数^{国指針} ・地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数^{国指針} ・地域生活支援拠点等運用状況検証・検討回数^{国指針} ・指導監査の適正な実施、結果を関係自治体と共有する体制の有無及び実施回数^{国指針} （２） ・地域活動支援センター設置市町村数^{県独自} ※共同設置を含む

	(3) 地域生活を推進するための在宅サービス等の充実	(3) 【Ⅰ 現状・課題】 在宅で生活している障害のある人及びその家族を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び短期入所等について、今後も引き続き必要なサービス量を確保する必要がある。 また、本人や家族等が障害の特性や状態を正しく理解し、適切な医療や福祉サービスを受けられることが重要であるため、保険・医療・福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や、医療関係者の障害への理解促進が求められている。 【Ⅱ 取組の方向性】 ホームヘルパー等に対する各種研修を行うことにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努める。 また、適切な支援が切れ目なく提供されるよう、保健・医療・福祉等の関係機関等の支援体制の整備を図る地域リハビリテーションの取組を進める。 さらに、障害のある人と医療関係者が円滑にコミュニケーションを取ることで、障害特性等への理解に基づき適切な医療が受けられるよう、引き続き医療機関等への研修等を実施する。 加えて、自立支援医療制度に基づく医療費の給付を実施するとともに、障害を持つ人への口腔ケアや摂食嚥下指導のほか、いつでも相談できる身近なかかりつけ歯科医を持つことの重要性についての周知を図る。	← (3) ・日常生活自立支援事業利用者数^{県独自} ・短期入所事業所の数^{県独自} ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築^{国指針} ・都道府県等における管内障害福祉サービス事業所の情報の公表率及び更新率^{国指針}
	(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	(4) 【Ⅰ 現状・課題】 入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応できるグループホームの整備を促進することが求められる。 また、強度行動障害のある人等をグループホームで支援するためには、その特性に適した生活環境の整備や、支援体制の充実が必要となり、あわせて、支援員のスキルを向上させる取組が必要となる。 さらに、重度心身障害のある人の健康・福祉の増進と医療費の負担軽減を図るため、引き続き検討していく必要がある。	← (4) ・強度行動障害支援体制整備^{国指針}

	(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	【Ⅱ 取組の方向性】 「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」を運用し、新しい生活の場への移行を進めるとともに、強度行動障害のある人への支援の充実に向け、引き続き、検討を進めていく。 また、重度心身障害のある人等の医療費の負担軽減に向けて、市町村が実施する助成制度への補助や、全国統一の公費負担医療制度を創設するよう他の都道府県と連携し、引き続き国に要望する。 (5) 【Ⅰ 現状・課題】 地域での生活が困難な方にとって入所施設は重要であり、一定の機能回復や生活訓練等を通じて在宅生活、地域生活への復帰を支援する役割も担っている。今後、施設入所が必要な人の増加も予想されることから、住まいとしての在り方や、その役割が検討課題となっている。 強度行動障害や重症心身障害のある人を受け入れられる施設は限られていることから、サービス提供体制の充実に求める声がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 地域での生活が困難な方が、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活の支援に活用することで、地域移行が可能となる環境づくりを推進する。 また、地域で生活する強度行動障害や重症心身障害のある人などが、必要なときに十分に短期入所サービスを利用できるような提供体制の整備に努める。	← (5) ・ 短期入所事業所の数【再掲】県独自 ・ 医療的ケアが行える短期入所事業所数県独自 ・ 指定障害者支援施設必要入所定員総数国指針 ・ 各市町村による地域生活支援拠点等の整備 【再掲】国指針
	(6) 千葉県総合リハビリテーションセンターにおける支援の充実強化	(6) 【Ⅰ 現状・課題】 当センターは、多様な施設機能により民間では対応の難しい障害児者に対し、高度で専門的な医療・福祉サービスを提供し、患者・利用者の社会復帰・家庭復帰の促進を図っている。一方、施設設備の老朽化や狭隘化が進み、県民ニーズに十分に対応することが難しくなっていると、いった課題があるため、ニーズを踏まえた施設の整備に取り組む必要がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 引き続き、重症心身障害の状態にある人（子どもを含む）、脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、総合的なリハビリ	

		テーションを提供するとともに、関係機関との連携を強化し、中核的なセンターとしての役割を担う。 また、2期工事においては、一部施設の拡張などを盛り込んだ居住棟の整備を行い、工事期間中も患者・利用者等に配慮しながら、サービスの提供を継続する。	
--	--	---	--